平成２５年（フ）第２５号
山形県鶴岡市馬渡字道西198番地
債務者　菅原　詩乃
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第６２号
群馬県太田市鳥山上町1209番地１
債務者　髙松　寿男
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第７０号
群馬県太田市岩瀬川町356番地７　アネックス21太田201号
債務者　植竹　洋貴
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５８号
新潟県上越市五智３丁目13番11号
債務者　福原　順子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２２３号
愛知県江南市松竹町上野206番地82　マーメイドタウン江南Ｅ―14
債務者　林　　厚子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１８号
香川県さぬき市鴨庄2787番地
債務者　山岡　和晃
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３５号
香川県善通寺市金蔵寺町1229番地14
債務者　朝山　直美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４０号
長崎県長崎市片淵５丁目２番29―105号、旧住所長崎県長崎市鳴滝１丁目８番５号コーポ鳴滝２階201号
債務者　清水　大輔
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
長崎県長崎市小江原５丁目14番３号
債務者　遠藤　里沙
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
長崎県長崎市八景町４番11号
債務者　井手　千鶴
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
長崎県長崎市虹が丘町６番10―305号
債務者　平戸　由香
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
長崎県諫早市多良見町市布1929番地、前住所長崎県諫早市多良見町木床1650番地スカイハイツＦ棟
債務者　清水　博美
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
北海道浦河郡浦河町荻伏町196番地の３
債務者　澁谷　美憲
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第３８５号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字金沢12番地181芝本方
債務者　土生　弘文
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
茨城県水戸市袴塚３丁目４番13号
債務者　本橋　悦子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０２号
茨城県桜川市南飯田322番地
債務者　保坂　正一
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０７号
茨城県ひたちなか市船窪3350番地、旧住所茨城県ひたちなか市湊泉町３番３号
債務者　山本　　稔
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０８号
茨城県ひたちなか市船窪3350番地、旧住所茨城県ひたちなか市湊泉町３番３号
債務者　山本　早苗（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
水戸地方裁判所